

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

岐阜都市計画の変更案の縦覧	( 都 市 政 策 課 )	一
各務原都市計画の変更案の縦覧	( 同 )	二
羽島都市計画の変更案の縦覧	( 同 )	三
関都市計画の変更案の縦覧	( 同 )	三
美濃都市計画の変更案の縦覧	( 同 )	四
恵那都市計画の変更案の縦覧	( 同 )	四
古川都市計画の変更案の縦覧	( 同 )	五
神岡都市計画の変更案の縦覧	( 同 )	五

## 公 示

号 外 ( 一 ) 平 成 二 十 二 年 五 月 三 十 一 日

### 岐阜都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第一項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称  
岐阜都市計画緑地
- 二 都市計画を定める土地の区域  
5号 国営木曾三川公園岐南・笠松緑地
- 三 都市計画図書において表示する区域  
都市計画案の縦覧場所  
岐阜県都市建築部都市政策課並びに岐南町建設課及び笠松町建設水道部建設課
- 四 縦覧期間  
平成二十二年六月一日から  
同 年六月十五日まで
- 五 注意事項  
意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 ( 火 曜 日 ) 発 行 ( 休 日 に 当 た る )

平成二十二年五月三十一日

記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容について記載すること。

各務原都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第一項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

各務原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十二年六月一日から

同 年六月十五日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容について記載すること。

各務原都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第一項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

各務原都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十二年六月一日から

同 年六月十五日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容について記載すること。

各務原都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第一項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案

を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画緑地

1号 国営木曽三川公園各務原緑地

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十二年六月一日から

同 年六月十五日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

羽島都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

羽島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び羽島市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十二年六月一日から

同 年六月十五日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

関都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

関都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域  
都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所  
岐阜県都市建築部都市政策課及び関市建設部都市計画課

四 縦覧期間  
平成二十二年六月一日から  
年六月十五日まで

五 注意事項  
意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。  
また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

美濃都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類  
美濃都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域  
都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所  
岐阜県都市建築部都市政策課並びに美濃市建設部都市整備課及び関市建設部都市計画課

四 縦覧期間  
平成二十二年六月一日から  
年六月十五日まで

五 注意事項  
意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。  
また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

恵那都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類  
恵那都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域  
都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所  
岐阜県都市建築部都市政策課及び恵那市建設部都市整備課

四 縦覧期間  
平成二十二年六月一日から  
年六月十五日まで

五 注意事項  
意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を

記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

古川都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

古川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び飛騨市基盤整備部都市整備課

四 縦覧期間

平成二十二年六月一日から

同 年六月十五日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

神岡都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

神岡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び飛騨市基盤整備部都市整備課

四 縦覧期間

平成二十二年六月一日から

同 年六月十五日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

平成二十二年五月三十一日発行

発 行 者  
所 者

岐 阜 県 庁  
岐 阜 市 数 田 南 一 丁 目 一 番 一 号

編 集

各務原市テクノプラザ  
—  
ブイ・アール・テクノセンター